

城陽市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種（説明書）

1. 目的

高齢者の肺炎で最も多い「肺炎球菌」による肺炎の発病予防や、重症化防止のための予防接種です。また、この予防接種は接種の義務はないため、本人が希望する場合にのみ定期接種として接種できます。

2. 効力

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、全ての肺炎を予防するワクチンではありませんが、健康な人では少なくとも5年間は効果が持続するとされています。

3. 対象：下記の（1）から（3）のすべてに該当し接種を希望する人

- (1) 城陽市に住民登録がある人
- (2) 過去に肺炎球菌ワクチン（23価）の予防接種を一度も受けたことがない人
※過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を自費または公費で接種したことがある人は対象外
- (3) 下記の①もしくは②にあてはまる人
 - ① 65歳の方（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）
 - ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

*免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象期間に定期接種を受けられなかった人には特例制度があります。詳細については、市担当課までお問い合わせください。

4. 接種回数：1回

- 定期接種として接種できるのは今回限りです。
- 過去に一度でも肺炎球菌ワクチン（23価）の予防接種を受けたことがある人は対象になりません。

5. 接種費用：2,500円

※予防接種対象者のうち次のいずれかに該当する人は、事前に申請することで接種費用が無料になります。

- ◎生活保護世帯
- ◎市民税非課税世帯
- ◎中国残留邦人等支援給付世帯

6. 接種ができない人

- ①接種当日37.5℃以上の熱がある人
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ワクチンの成分に対して過去に呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

7. 接種に注意が必要な人

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患有する人
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がでたことがある人
- ③過去にけいれんの既往のある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症がいる人
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーが起こるおそれのある人

8. 接種後の注意

- ①接種後24時間は副反応の出現に注意してください。特に接種後の30分以内は、急な副反応がおこることがありますので、医師とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- ②接種後1時間を経過すれば、当日の入浴はさしつかえありませんが、接種部位を強くこすらないようしてください。
- ③接種後24時間は、過激な運動・大量の飲酒は避けてください。
- ④種部位の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ⑤接種後、接種済証を保管し、いつ接種を受けたのかが分かるようにしてください。

9. 接種後副反応

- ①注射の痕が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、1～5日のうちに消失します。
- ②わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります通常2～3日のうちに治ります。
- ③重大な副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常、ギラン・バレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応があります。
- ④過去5年以内に、肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことがある人が、再度同じワクチンを接種した場合、注射した部位が硬くなる・痛む・赤くなるなどの副反応が、初回接種よりも頻度が高く、強く現れると報告されています。

10. 他の予防接種との接種間隔

- ①定期接種実施要領の改正（令和2年10月1日適用）に伴い、異なるワクチン（不活化ワクチン、経口生ワクチン）の接種間隔制限がなくなりました。
※新型コロナウイルスワクチンについても、接種間隔の制限がなくなりました。
※注射生ワクチン同士の接種間隔は、以前と同じく27日間以上のままでです。
- ②2種類以上（不活化ワクチン、生ワクチン）の予防接種を同時に同一接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認め、被接種者本人も希望した場合に限ります。

11. 予防接種健康被害救済制度

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は肺炎の発病予防や重症化防止に有効ですが、まれに重大な副反応が現れ、身体に害をもたらすことがあります。このような健康被害が高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合「予防接種健康被害救済制度」が受けられます。

お問い合わせ　接種医療機関
城陽市健康推進課

電話　0774-55-1111

○予診票は医療機関から市に返送されることにご同意ください。